

令和9年4月から水道料金を改定します

飯南町簡易水道事業では、今後の人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用等の増加が見込まれる中、将来にわたり安心・安全な水を安定供給し続けるため、下記のとおり水道料金を改定させていただきます。町民の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※下水道料金は、今回の料金改定の対象ではありません。

- 改定時期：令和9年4月使用分から（5月請求分）
- 改定内容：現行の料金から30%の引き上げ。ただし、急激な負担増とならないように令和9年度は20%の引き上げとします。

水道料金は次のように変わります

現行の使用料金：1ヶ月分（令和9年3月31日まで）

（消費税込み）

区分	基本料金	超過料金（1㎡につき）
家事用	10㎡まで 1,870円	198円
営業用	20㎡まで 3,520円	
官公署用	30㎡まで 5,940円	
学校用	50㎡まで 6,930円	
町施設用	15㎡まで 2,640円	

メーター使用料	
13mm	88円
20・25mm	176円
30mm	286円
40mm	341円
50mm	1,782円



令和9年4月1日からの使用料金：1ヶ月分

（消費税込み）

区分	基本料金	超過料金（1㎡につき）
家事用	10㎡まで 2,240円	237円
営業用	20㎡まで 4,220円	
官公署用	30㎡まで 7,120円	
学校用	50㎡まで 8,310円	
町施設用	15㎡まで 3,160円	

メーター使用料	
13mm	105円
20・25mm	211円
30mm	343円
40mm	409円
50mm	2,138円

令和10年4月1日からの使用料金：1ヶ月分

（消費税込み）

区分	基本料金	超過料金（1㎡につき）
家事用	10㎡まで 2,430円	257円
営業用	20㎡まで 4,570円	
官公署用	30㎡まで 7,720円	
学校用	50㎡まで 9,000円	
町施設用	15㎡まで 3,430円	

メーター使用料	
13mm	114円
20・25mm	228円
30mm	371円
40mm	443円
50mm	2,316円

例：家事用で2ヶ月40㎡使用した場合（令和9年度）

（消費税込み）

基本料金		超過料金		メーター使用料		請求金額
1ヶ月10㎡まで	2,240円	1㎡につき237円	4,740円（20㎡×237円）	口径13mm	105円	9,430円

※請求金額は10円未満切り捨てです。

お問い合わせ先
飯南町役場 建設課 上下水道担当
電話：76-3942（建設課直通）